情報プラザ

Pickup

国民健康保険税 税軽減基準が変わりました

国民健康保険税は、納税義務者である世帯主が納める 保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮ら しを支え合う制度です。課税額は①~③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後 期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額 ③40歳~64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護 納付金課税額。

税制改正で、4月1日から課税限度額が表1のとおり引き 上げられ、保険税軽減の基準が表2のとおり変更されまし た。なお、保険税率などは変わりません。

●年金から差し引く特別徴収対象世帯

世帯内の国保加入者全員が65歳~74歳の世帯では、原則 として世帯主の年金からの差し引きとなります。次の①~ ⑤の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主 が75歳になる世帯は、国保の資格を失うため対象外です。

①国保の被保険者全員が65歳~74歳②世帯主が国保に 加入している③年金給付額が年18万円以上④介護保険料を 年金から差し引かれている⑤国保税と介護保険料の合計額 が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない。

●6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6 月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口 座振替を希望する場合は、保険年金課まで問い合わせて ください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、 10月以降の年金から保険税が差し引かれるので、9月まで は納付書で納付してください(併用徴収)。

問同課☎70.5617

〈表1〉 保険税の税率・金額・限度額

	(21) Martin Martin Martin					
区分	①基礎課税額	②後期高齢者支 援金等課税額	③介護納付金 課税額			
所得割額	5.60%	1.95%	1.80%			
	(総所得金額-33万円)×上の率					
均等割額	1万6800円/人	6800円/人	6000円/人			
平等割額	1万9200円/世帯	7200円/世帯	6000円/世帯			
限度額	61万円 (昨年度は58万円)	19万円	16万円			

※限度額以外の税率(額)は昨年度から変更なし

〈表2〉 保険税軽減の基準と割合(改定後)

基準	割合
世帯主と被保険者(特定同一世帯所属者含む)の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A=28万円(注1)×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円 注1 改定前は「27.5万円」	5割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B=51万円(注2)×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円 注2 改定前は「50万円」	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、 その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

市県民税控除の追加申告

ピックアップ

公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万 円以下の年金所得者は、昨年分の所得税と復興特別所得 税の確定申告は不要ですが、社会保険料・生命保険料・ 配偶者・扶養などの控除を受けるには、市県民税の申告 が必要です。

このため、所得税・復興特別所得税の確定申告と市県 民税の申告をしなかった方は、市県民税の税額計算で各 種控除が受けられず、収入が変わらないのに例年より市 県民税が割高になっていることがあります。

申告は①印鑑②申告する方と、被扶養者の個人番号(マ イナンバー)確認書類③申告する方の本人確認書類(運転 免許証・健康保険証など) ④昨年分源泉徴収票⑤支払社会 保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合は保険料 の証明書)⑥各種控除証明書⑦医療費控除の明細書か昨年 分の医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額 のわかるもの一を持参し、課税課へ直接

問同課☎70.5611



介護保険料の納付方法

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、 介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次の とおりです。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。今年 度から、低所得者に対する介護保険料をさらに軽減して います。

①特別徴収

老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、 昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年 2月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収とな ります(所得の変動などにより、8月介護保険料を増減し、 10月以降の保険料と調整する場合があります)。

6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引い た残額を10・12月、来年2月に分けて、本徴収として差し 引きます。今年の2月1日までに65歳になった方や転入し た方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかに なります。

②普通徴収

特別徴収の対象でない方には、6月~来年3月分の納付 書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに 持参して納めてください。口座振替を希望する方は、高 齢介護課か市内金融機関にある用紙に記入・押印の上、

金融機関窓口へ提出してください。

③併用徴収

今年2月2日~4月1日に65歳になった方や転入した方な どは、6月~9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40~64歳の方

国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。 算出方法は医療保険によって異なりますので、詳しくは 加入している医療保険者に問い合わせてください。

間同課☎70.5636



市職員(行政・任期付行政・保育士)募集

▶試験区分など 表のとおり▶第1次試験日①7月28日(日)②③7月 13日(土) ▶陽 市役所会議室など▶■▶期間(1)6月18日~25日(必着)② ③6月11日~18日(必着) ▷**方法** 市ホームページから電子申請、簡易書 留か直接▶受験案内・申込書配布▷共通 同課(土・日曜日は市民課)、 IIMURO GLASS 市民スポーツセンター、中央公民館、各地区センター、寺 尾いずみ会館、南部ふれあい会館、図書館(市ホームページからダウンロー ド可) ▷①のみ 神崎遺跡資料館、保健福祉プラザ▶その他 詳細は受験 案内参照

問職員課☎70.5607

試験区分【レベル】	採用予定人数	受験資格	採用予定時期
①行政 【大学卒程度】	15人程度	平成元年4月2日~平成10 年4月1日生まれの方	来年4月1日以降
②育児休業代替任期付職員(行政)	若干名	ワード・エクセルの操作 ができる方 ※年齢要件なし(定年は60歳)	職員の育児休業の 取得状況に応じて
③育児休業代替任 期付職員(保育士)		保育士資格を有する方 ※年齢要件なし(定年は60歳)	

環境学習プログラム集

掲載事業実施 費用を補助

環境学習プログラム集(市 ホームページからダウンロード 可)の体験プログラムか出張プ ログラムに掲載されている事業 を実施した団体に、費用の一部 を補助します。地域での環境学 習会やPTA、子ども会などのイ ベントプログラムとして活用して ください。

▶対象団体 次の要件を全 て満たす団体▷主な活動場所 か活動の運営拠点を市内に有 する▷5人以上で構成する▷市 税(市税に係る延滞金を含む)に 未納がない▶対象経費 プロ グラム集に記載されている講師 謝金、講師の交通費(公共交通 機関を利用した場合の実費相当 額)▶補助限度額 1万5000円 ▶補助回数 対象年度で1団体 1回限り▶申 環境保全課にあ る申請書(市ホームページから ダウンロード可)に記入し、必要 書類を添えて同課へ提出 問同課☎70.5620

市内6か所で活動中

日本語教室

生徒・ボランティア講師の募集

市内では、日本語の習得を希 望する外国籍市民などを対象に、 ボランティアで日本語を教える 日本語教室が活動しています。

各教室では、日本語を学び たい外国籍などの方や、一緒 に活動するボランティア講師を 随時募集しています(教職など の経験や外国語能力は不要)。

問各教室か、企画課☎70・

